

職業訓練上特別な支援を要する障  
害者の職業訓練の在り方に関する  
検討会開催要綱

## 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練の在り方に関する検討会開催要綱

### 1 趣旨

障害者に対する公共職業訓練は、現在、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）及び一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練、並びに企業、社会福祉法人等民間団体を活用した委託訓練を実施している。

障害者校には、障害の重度化・多様化に対応して、一般校や委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れて長期の職業訓練を実施してきている。

特別支援障害者に関しては、平成19年5月に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会」を開催し、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を検討している。しかしながら、前回の検討から5年を経過し、その間、求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化し、前回の検討内容と職業訓練現場の実態との間に乖離も見受けられる状況にあることから、特別支援障害者の職業訓練のあり方に関して再検討を行うことが必要となっている。

他方、障害者の権利に関する条約が、国連総会で採択され平成20年5月に発効している。我が国も平成19年9月に同条約に署名し、現在、批准に向けて検討が進められている。この条約の中で、障害者が職業訓練を効果的に利用することを可能とすることや、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。これまで障害者の公共職業訓練において、障害のある訓練生への職業訓練上の配慮は行われてきているが、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するために、「合理的配慮の提供」という概念の下にその実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することが必要となっている。

このため、特別支援障害者の職業訓練の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、障害者の職業訓練上必要とされる特別な支援に関し、「合理的配慮の提供」に着目しつつ、その実態を把握・検証した上で、特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針について検討を行う。

## 2 参集者 (敬称略(五十音順))

岡谷和典 国立中央障害者職業能力開発校 職業訓練部訓練第三課長  
奥野保一 国立大阪障害者職業能力開発校 訓練指導課長  
小野康子 県立千葉障害者職業能力開発校 訓練第一課長  
佐藤 宏 元(独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校 教授  
水口雅弘 国立吉備高原障害者職業能力開発校 職業訓練部長  
山元貴信 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 リハビリテーション部指導課  
〈オブザーバー〉  
職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

## 3 開催期間 平成24年11月～平成25年3月

## 4 協議検討内容

- (1) 障害者への職業訓練上必要とされる合理的配慮の提供と特別な支援について
- (2) 特別支援障害者の範囲について
- (3) 特別支援障害者の受入に伴う課題と対応方針について
- (4) その他

## 5 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課長が障害者職業能力開発に関する有識者及び専門家等の参集を求めて開催し、各々の見地から意見を収集する。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 事務局は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において行う。